

《職員の福祉及び利益の保護の状況》

地方公務員法には、職員の生活、身分を安定させることにより公務能率の維持増進に寄与することを目的として、職員の福祉及び利益の保護を適切かつ公正に行うため、厚生福利制度、公務災害補償制度、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に関する不服申立て制度が定められています。

また、労働安全衛生法において、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することが定められています。

日向市における職員の福祉及び利益の保護の状況については、次のとおりです。

(1) 職員の安全衛生管理

①安全衛生管理体制

労働安全衛生法に基づき、総括安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者、産業医等の選任及び安全衛生委員会の設置を行い、安全衛生の円滑な推進に努めています。

②健康診断等の実施

労働安全衛生法に基づき、職員の健康を保持するため、全職員対象の定期健康診断及び特殊業務に従事する職員の特別健康診断を実施しています。

(2) 厚生制度

地方公務員法第42条に基づき、職員の健康、元気回復その他厚生に関する事業を計画し、職員のための任意の互助組織である「日向市職員互助会」が福利厚生事業を実施しています。

この福利厚生事業は、市からの運営交付金と会員（職員）の負担する会費収入により運営しており、市からの運営交付金により実施している事業の令和2年度決算及び令和3年度予算の状況は、以下のとおりです。

なお、会費のみにより運営している事業等は、冠婚葬祭等に係る給付、相互親睦事業及び事務運営に係る経費等です。

◆令和2年度日向市職員互助会福利厚生事業決算（令和3年3月31日現在の会員数 597名）

【歳入】

（単位：円）

項	目	予 算 額			収入済額	予算現額と収入済額との差額	備 考
		当初予算額	補 正 額	計			
1. 交付金	1. 運 営 交付金	2,200,000	0	2,200,000	2,200,000	0	市交付金（地方公務員法第42条の規定に基づき交付）
2. 繰入金	1. 会費等繰入金	2,500,000	313,231	2,813,231	2,813,231	0	互助会費（会員負担）より繰入れ
3. 繰越金	1. 前年度繰越金	0	0	0	0	0	
4. 雑 入	1. 預 金 利 子	100	0	100	8	92	
	2. 雑 入	400	0	400	285	115	出資配当金
合 計		4,700,500	313,231	5,013,731	5,013,524	207	

【歳出】

（単位：円）

項	目	予 算 額			支出済額	予算現額と支出済額との差額	備 考
		当初予算額	補 正 額	計			
1. 給付金	1. 人 間 ドック 助 成	4,700,500	313,231	5,013,731	5,013,524	207	322名
合 計		4,700,500	313,231	5,013,731	5,013,524	207	

収入済合計額 5,013,524円 支出済合計額 5,013,524円 次年度繰越額 = 0円

◆令和3年度日向市職員互助会福利厚生事業予算（令和3年4月1日現在の会員数 603名）

【歳入】

（単位：円）

項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備考
1. 交付金	1. 運営交付金	2,200,000	2,200,000	0	市交付金（地方公務員法第42条の規定に基づき交付）
2. 繰入金	1. 会費繰入金	2,800,000	2,500,000	300,000	互助会費（会員負担）より繰入れ
3. 繰越金	1. 前年度繰越金	0	0	0	
4. 雑入	1. 預金利子	100	100	0	
	2. 雑入	400	400	0	
合計		5,000,500	4,700,500	300,000	

※市からの運営交付金の職員（会員）1人あたりの予算額は、約3,648円となります。

【歳出】

（単位：円）

項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備考
1. 給付金	1. 人間ドック助成	5,000,500	4,700,500	300,000	
合計		5,000,500	4,700,500	300,000	

※市からの運営交付金は、人間ドック助成のみの給付です。

(3) 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

県内市町村の職員の共済制度を運用し、実施する主体は宮崎縣市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅建築資金等の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われており、職員と市の負担比率は概ね1対1になっています。市の負担金率は、法令で次のように定められています。

	給料に対する率	期末手当等に対する率
短期給付	61.85/1000	61.85/1000
介護保険	9.12/1000	9.12/1000
長期給付	139.1001/1000	139.1001/1000
福祉事業	2.71/1000	2.71/1000

（令和3年4月1日現在）

(4) 公務災害補償制度

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。